



士別市住宅改修促進助成事業のお知らせ

市民の皆様が、地元建設業において、居住する住宅を改修した場合、助成金を交付し住環境の整備と地域の経済活性化を図ります（平成30年3月31日まで事業延長されています）

【助成期間】平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

1. 受付

随時受付しています。 ※工事着工の30日前までに申請をしてください。

2. 助成の対象となる方

※下記の要件をすべて満たしている方

- ・本市に居住し、市税を完納しており、地元建設業に発注し住宅改修を行う方
- ・「士別市朝日町持家住宅奨励金交付要綱」及び「士別市朝日町持家住宅増改築等補助金交付要綱」に基づく奨励金等の交付を受けていない方

3. 地元建設業者とは

市内に事業所等を有して建設業を営み、住宅改修工事を当該事業所等が自ら施工する業者であること

4. 助成対象工事

住宅の増築・改築・修繕及び設備に対する改修費用が、100万円（税込）以上の工事

区分	工事内容
増築	①既存の住宅部分がない場所に、住宅の床面積を増加させる工事 ②既存の住宅部分以外を住宅に変更し、住宅の床面積を増加させる工事
改築	①既存の住宅部分の一部を取壊し、その場所に改めて住宅を建築する工事
修繕	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事 ①基礎、外壁、屋根、床、天井等の修繕又は補強工事 ②間取の変更等の模様替え工事 ③断熱改修工事又は遮音工事
設備	電気、給排水、暖房、空調等の工事

※国が施行する「省エネ住宅ポイント」制度の助成を受けた工事であってもその改修費用が100万円（税込）を満たしている場合は、補助対象とします。

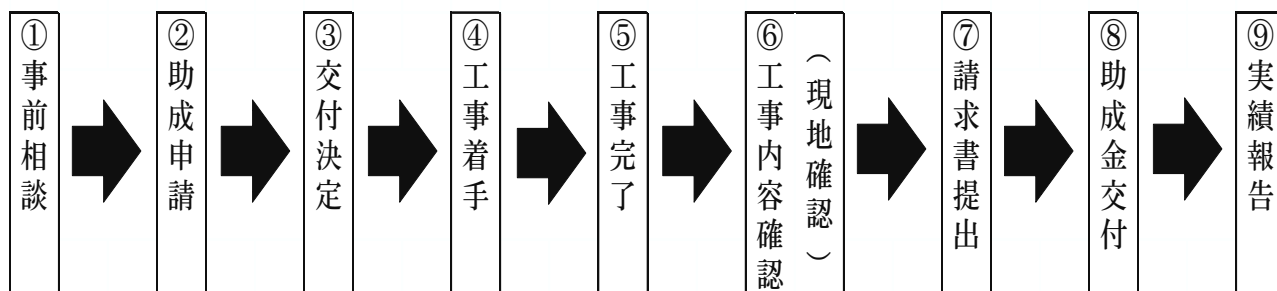
※ただし、次の①～④までの費用については、助成対象工事に含みません。

- ①設計費、外構工事費（舗装、植栽、塀、車庫、物置等）
- ②居住する住宅以外の部分の工事費
- ③「士別市水洗トイレ改造等資金貸付に関する条例」による資金を借受けて改修する対象工事費
- ④「障害者自立支援法」・「介護保険法」及び国・道などの助成等を受けて改修する対象工事費

5. 助成金額

20万円（定額） 【同一住宅及び同一人について、1回限りとします】

6. 申請方法



◇助成申請の提出書類

※必ず工事着工前に、申請を行って下さい。

- 申請書(市の様式)
- 申請者の住民票、市税完納証明書
- 住宅の所有を確認できる書類(※次のいずれかの書類とします)・
 - ①固定資産税・都市計画税課税明細書(納税通知書と併せて送付されるもの)の写し
 - ②登記済証(権利書)の写し
 - ③建物登記事項証明書(法務局発行)の写し
- 工事承諾書(※居住する住宅が自己の所有でない場合のみ)
- 工事見積書、図面

◇工事着手時の提出書類

- 事業着手届出書(市の様式)
- 工事契約書の写し

◇工事完了時の提出書類

- 事業完了届出書(市の様式)
- 住宅(正面)及び工事の「施工前・施工中・施工後」の写真

◇実績報告の提出書類

- 実績報告書(市の様式)
- 工事代金の領収書の写し

【申請及びお問い合わせ先】

※お気軽にお問い合わせください。

- 土別市経済部商工労働観光課 電話：23-3121 内線：2385
- " 朝日総合支所経済建設課 電話：28-2121 内線：19